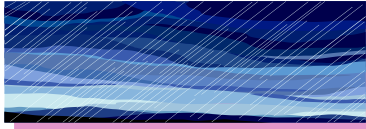


災害復旧事業の対象となる災害

暫定法第2条第5項、暫要綱第3
負担法第2条第1項、負要綱第3

○災害とは、「異常な天然現象」により生じたもので、主な現象の事例は以下のとおりです。



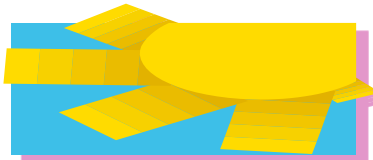
降雨： 24時間雨量が80mm以上。ただし、80mm未満の場合でも時間雨量が20mm以上等の例外規定あり。



洪水： はん濫注意水位以上（はん濫注意水位の定めがない場合は低水位から天端までの高さの1/2以上）。例外規定あり。



暴風： 最大風速（10分間平均の最大値）15m/s以上。



干害： 連続干天日数（日雨量5mm未満）が20日以上。



火山噴火の降灰： 粒径1mm以下にあつては2cm以上、
粒径0.25mm以下にあつては5cm以上。



高潮・津波： 異常な高潮若しくは波浪で被災程度が比較的大
（消波ブロック1個の高さの1/2以上が沈下した場合）

その他

融雪、地すべり、地震、落雷、凍上 他自然災害に起因する事象